

## 物品・委託等における電子契約の対象範囲拡大について

令和6年10月以降、財政局契約第二課で契約事務を行う随意契約の一部から電子契約を導入しておりますが、令和7年11月以降、財政局契約第二課が執行する競争入札（委託契約）へ対象範囲を拡大しますのでお知らせいたします。

### 1 利用対象

契約担当課が財政局契約第二課である委託契約案件のうち、「301 建物管理業務」を除く種目において入札に付す案件（一般競争入札（WTO、条件付）、指名競争入札）を新たに電子契約の対象とします。

※ いずれも、当初契約のみが対象です。変更契約は対象外です。

※ 契約担当課が財政局契約第二課でない案件（発注する各区局・課において直接、入札・契約を行う案件）は、引き続き電子契約の対象外です。

※ 物品の調達等（物品の購入、修繕、製造及び借入並びに印刷物の制作）・売扱については、令和7年9月18日掲載の「物品・委託等における電子契約の対象範囲拡大について」にてお知らせしたとおりです。

### 2 対象範囲拡大日

令和7年11月17日以降に横浜市報調達公告版で公告、または指名通知する案件

### 3 契約締結方式の選択方法

電子入札システムで入札参加する案件の入札（見積）書作成画面において、希望する契約締結方式（電子または紙）を選択します。引き続き、紙の契約書での契約締結を選択することも可能です。

#### 【注意】

横浜市電子契約運用基準（物品・委託等関係）第6条第2項で定められているとおり、入札（見積）書のご提出時に選択いただいた契約締結方式（電子または紙）は、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則として変更できませんので、ご注意ください。

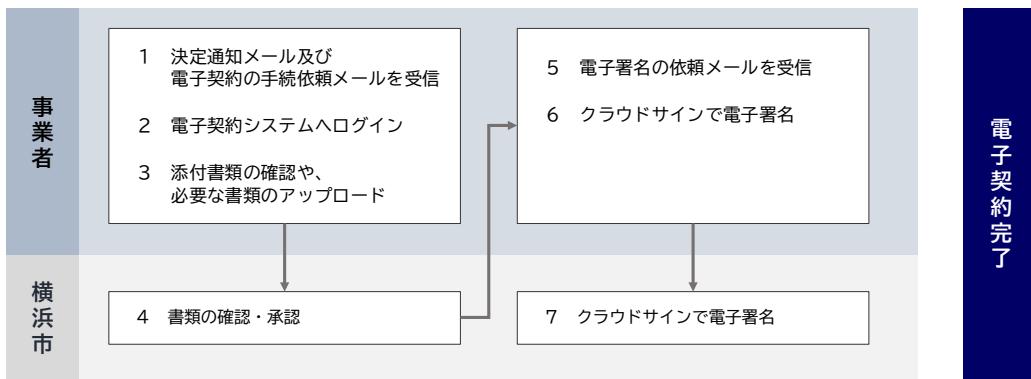
### 4 契約決定後の事務

- ① 入札時に契約締結方式を「電子契約」で選択した案件において落札者となった場合、電子契約システム上の手続きを依頼する電子メールが届きます。
- ② 電子契約システム上で、契約書類データ等の確認や必要書類データをアップロードしてください。特に、内訳書の添付が必要である概算数量契約や許認可証、設計図書への必要事項の追記が必要な案件では、必要書類をシステムからアップロードいただく必要があります。
- ③ 本市側での書類の確認後、クラウドサインで電子署名を行います。

手続きの詳細については、以下の「電子契約マニュアル」をご参照ください。

[https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/denshi\\_menu/denshikeiyaku\\_manual\\_bustui2.pdf](https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/denshi_menu/denshikeiyaku_manual_bustui2.pdf)

## 電子契約の手続きイメージ



### 5 その他（委託費内訳書等の取り扱いについて）

契約締結担当課が財政局契約第二課である委託契約について、金額の記入をした委託費内訳書等の作成・提出方法が一部変更となります。電子契約・紙契約のいずれも対象となりますので、以下のお知らせも必ずご参照ください。

#### ■ 委託契約における委託費内訳書等の取り扱いについて

[https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/denshi\\_menu/202511uchiwake.pdf](https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/denshi_menu/202511uchiwake.pdf)

#### よくあるご質問

Q1：電子契約を行うために事前の準備は必要ですか。

A：電子入札システムにログインできる環境（パソコン、インターネット環境等）があれば、特別な準備は不要です。ログインには、入札参加資格審査結果通知でお知らせした、ユーザーIDとパスワードを使用します。

Q2：電子契約を利用するメリットは何でしょうか。

A：メリットとしては以下が挙げられます。

- ・契約書の印刷・製本・押印、持参・郵送等が不要となります。
- ・すべてをインターネット上で完結できるので、業務負担・時間の軽減に繋がります。
- ・印紙代・郵送料金が削減されます。
- ・契約書の保管スペースが不要となります。

Q3：電子契約を利用するのに利用料はかかりますか。

A：電子契約を利用するにあたって、利用料は不要です。

※インターネット回線を使用しますので、別途データ通信料はかかります。

Q3：電子契約を利用したことにより、入札に関して不利になることはありますか。

A：契約書締結方式の選択であるため、入札に関する有利不利はありません。

Q4：財政局契約第二課で入札・契約を行う案件以外（各発注区局が直接、入札執行する案件）、変更契約は電子契約の対象となりますか。

A：当面は電子契約の対象外です。段階的に導入を検討していきます。

#### 【お問合せ先】

電子入札システム・電子契約システムの操作に関するこ

電子入札ヘルプデスク

TEL：045-662-7992

その他お問い合わせ

財政局契約第二課

TEL：045-671-2186